

議案第85号

令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第7号）

資料1（114） 指定管理者損失補償金について（市立宝塚園芸振興センター）

1 目的

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、宝塚園芸振興センター（あいあいパーク）のカルチャー教室を市の要請により休止した。そのため、同センター指定管理者は事前に受納していた受講料を按分して受講生に返還する必要があるため、指定管理者が被った損失及び返還等に要する費用を補償しようとするものです。

2 損失を補償しようとする者

宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社（市立宝塚園芸振興センター指定管理者）

3 休止要請期間

県からの休業要請は4月15日に発令、5月23日に対象業種が一部緩和され、6月1日には全ての業種に対して解除された。損失補償の対象期間は、市からの休業要請に基づく次の期間とする。

(1) 令和2年（2020年）4月1日から4月14日

(2) 令和2年（2020年）5月23日から6月5日（6月6日以降再開）

※5月23日から5月31日のうち、屋内運動に該当する教室は、市の損失補償の対象外

4 損失補償額について

市からの要請に基づき、カルチャー教室を休止したことにより生じた受講料の返還金とこれら返還等に要する費用の合算額から、休止により支出を要しなくなった講師料等を差し引いた額を損失補償額とするもの。

	4月1日～4月14日	5月23日～6月5日
受講料返還金	945,765円	738,205円
返還等に要する費用（通信運搬費、振込手数料、返還事務超過勤務費用）	344,560円	319,285円
講師料等（不要額）	▲460,306円	▲369,282円
計	830,019円（1）	688,208円（2）

※補償額算出方法は6月補正予算（対象期間3月16日から3月31日）と同様

5 補正予算額

1,519千円（上記（1）（2）の合計額／千円未満切上げ）